3 林業就業促進資金貸付金		1,200
	1 資金貸付金	1,200
歳出合計		201,309

第2表　地方債

（単位千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	42,500	普通貸借	1.0％以内	農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	42,500			

12　平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,228,027千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

第1表　歳入歳出予算　（単位千円）

歳　入

款	項	金額
1　分担金及び負担金		**3,402,953**
	1　負担金	3,402,953
2　県支出金		**1,075,682**
	1　県補助金	1,075,682
3　繰入金		**2,269,678**
	1　繰入金	2,269,678
4　繰越金		**45,713**
	1　繰越金	45,713
5　諸収入		**1**
	1　雑入	1
6　県債		**434,000**
	1　県債	434,000

歳　入　合　計	7,228,027

歳　出

款	項	金額
1　流域下水道費		5,035,641
	1　流域下水道管理費	3,052,917
	2　流域下水道事業費	1,982,724
2　公債費		2,191,386
	1　公債費	2,191,386
3　予備費		1,000
	1　予備費	1,000
歳　出　合　計		7,228,027

第2表　債務負担行為

事項	期間	限度額

富士北麓流域下水道建設事業に係る浄化センター汚泥濃縮機設備工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	234,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓３号幹線管渠敷設工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	400,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東ネットワーク幹線管渠敷設工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	68,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る浄化センター水処理施設建設工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成23年度から 平成24年度まで	1,500,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る清流センター汚泥脱水機設備工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	318,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川２号幹線松留ポンプ場設備工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	354,000 千円

第３表　地　方　債

（単位千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			9.0％以内 （ただし、 利率見直し	

流域下水道事業費	434,000	普通貸借又は債券発行	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	434,000			

13　平成22年度山梨県公債管理特別会計予算

平成22年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,499,509千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

第１表　　歳入歳出予算

（単位千円）

歳　入

款	項	金　額
1　財　産　収　入		70,934

	1 財産運用収入	70,934
2 繰入金		**84,553,695**
	1 一般会計繰入金	84,553,695
3 県債		**13,874,880**
	1 県債	13,874,880
歳入合計		**98,499,509**

歳出

款	項	金額
1 公債費		**98,428,575**
	1 公債費	98,428,575
2 諸支出金		**70,934**
	1 県債管理基金積立金	70,934
歳出合計		**98,499,509**

第２表　地方債　（単位千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	13,874,880	普通貸借又は債券発行	9.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	13,874,880			

14　平成22年度山梨県営電気事業会計予算

（総則）

第１条　平成22年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間目標供給電力量　473,792,000キロワットアワー

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入

第１款　電気事業収益　3,749,644千円
　第１項　営業収益　3,721,120千円
　第２項　財務収益　17,903千円
　第３項　事業外収益　10,591千円
　第４項　特別利益　30千円

支　出

第１款　電気事業費用　3,384,391千円
　第１項　営業費用　3,236,465千円
　第２項　財務費用　91,325千円
　第３項　事業外費用　51,571千円
　第４項　特別損失　30千円
　第５項　予備費　5,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,488,807千円は、当年度分消費税及び地方消費税資

本的収支調整額64,164千円、中小水力発電開発改良積立金96,600千円、地域文化振興・環境保全積立金475,000千円及び過年度分損益勘定留保資金853,043千円で補てんするものとする。)。

収　　入

第１款　資本的収入	237,997千円
第１項　固定資産売却代金	170千円
第２項　長期貸付金償還金	140,004千円
第３項　国庫補助金	96,600千円
第４項　工事負担金	1,223千円

支　　出

第１款　資本的支出	1,726,804千円
第１項　小水力発電所建設費	202,860千円
第２項　メガソーラー発電所建設費	393,750千円
第３項　水力発電設備改良費	721,582千円
第４項　業務設備改良費	8,336千円
第５項　水力発電地点等開発調査費	14,700千円
第６項　水力発電設備改良調査費	6,300千円
第７項　企業債償還金	279,276千円
第８項　繰出金	100,000千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1　資本的支出	1　小水力発電所建設費	深城発電所建設事業	495,600 千円	平成22年度	202,860 千円
				平成23年度	292,740 千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等　961,543千円

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15　平成22年度山梨県営温泉事業会計予算

（総則）

第１条　平成22年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給　湯　口　数	549口
（2）年間総給湯量	863,000立方メートル
（3）一日平均給湯量	2,364立方メートル

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　温泉事業収益	157,429千円
第１項　営　業　収　益	156,734千円
第２項　営業外収益	685千円
第３項　特　別　利　益	10千円

支　　出

第１款　温泉事業費用	152,078千円
第１項　営　業　費　用	150,005千円
第２項　営業外費用	563千円
第３項　特　別　損　失	510千円
第４項　予　　備　　費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額117,262千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,586千円及び建設改良積立金111,676千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	10千円
第１項　固定資産売却代金	10千円

支　　出

第１款　資本的支出	117,272千円
第１項　温泉事業設備改良費	117,272千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第５条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費等	43,592千円

（たな卸資産購入限度額）

第７条　たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

16　平成22年度山梨県営地域振興事業会計予算

（総則）

第１条　平成22年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）丘の公園年間総収容人員	235,259人

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　地域振興事業収益	136,621千円
第１項　営　業　収　益	136,503千円
第２項　営業外収益	108千円
第３項　特　別　利　益	10千円

支　　出

第１款　地域振興事業費用	212,017千円
第１項　営　業　費　用	203,913千円
第２項　営業外費用	7,094千円
第３項　特　別　損　失	10千円
第４項　予　　備　　費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,495千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てん

するものとする。)。

収　　入

第１款　資本的収入	10千円
第１項　固定資産売却代金	10千円

支　　出

第１款　資本的支出	45,505千円
第１項　地域振興事業設備改良費	4,500千円
第２項　他会計借入金償還金	40,005千円
第３項　予　　備　　費	1,000千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号　印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番